

審 査 基 準

令和4年2月21日作成

法 令 名：犯罪被害者等早期援助団体に関する規則
根 拠 条 項：第3条第2項
処 分 の 概 要：犯罪被害者等早期援助団体の事業規程等の変更の承認
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条第1項及び第2項（犯罪被害者等早期援助団体） 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則第1条（指定の申請）、第4条（指定）、第5条（犯罪被害相談員等の要件）
審 査 基 準： 犯罪被害者等早期援助団体の事業規程等の変更の承認の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間： 犯罪被害者等早期援助団体の事業規程等の変更の承認については、申請に係る法人の具体的事業内容、資産等から個別具体的な判断を行う必要があるため、具体的な標準処理期間を設けることが困難であり、標準処理期間は定めないこととしている。
申 請 先：警察本部警務部広報県民課犯罪被害者支援室
問 い 合 わ せ 先： 警察本部警務部広報県民課犯罪被害者支援室（電話0952-24-1111 内線2182, 2183）
備 考：